

○安中市地方就職支援金支給要綱

令和6年5月28日

安中市告示第79号

(目的)

第1条 この告示は、東京圏の大学を卒業した学生の本市への移住並びに群馬県内に所在する企業等への就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とし、就職活動等に伴う交通費（以下「交通費」という。）及び移住に伴う経費（以下「移転費」という。）を補助する安中市地方就職支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を一体とした区域をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少率が10%以上の市町村をいう。

(支給対象者)

第3条 市長は、次の各号に定める要件の区分に応じ、当該各号に定める要件をいずれも満たす者に対し、予算の範囲内において支援金を支給するものとする。

- (1) 移住等に関する要件 次のアからウまでに定める要件の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

- （ア）大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏の条件不利地域以外に所在するキャンパスに原則として4年以上在籍し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、交

通費に係る支援金の支給については、在学中（卒業又は修了する見込み）の場合も対象とすることができる。

(イ) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏の条件不利地域以外の地域に継続して居住していること。

イ 移住先に関する要件 次の（ア）から（ウ）のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に移住していること。ただし、交通費に係る支援金の支給については、申請日時点で移住していなくても、群馬県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とすることができる。

(イ) 支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費に係る支援金を申請する場合においては、大学等の卒業又は修了後に内定している企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。

(ウ) 支援金の申請時において、卒業又は修了した日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費に係る支援金を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

ウ その他の要件 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

(ア) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者の在留資格を有する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者であること。

(ウ) その他群馬県知事及び市長が支援金の支給の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職先等に関する要件 次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 勤務地が群馬県内に所在する企業等に、大学等を卒業又は修了した日から1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費に係る支援金を申請する場合には、勤務地が群馬県内に所在する企業等に就職する見込みであること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者でないこと。

ウ 暴力団員等と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、本市又は本市から通勤可能な範囲に所在する官公庁等（国家公務員を除く。）は対象とする。

オ 就職者にとって3親等以内の親族が代表者、又は取締役その他経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費に係る支援金については対象とすることができる。

カ 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就職であること。ただし、在学中に交通費に係る支援金を申請する場合には、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。

キ 本市からの通勤が可能である地域への勤務地限定型採用であること。ただし、在学中に交通費に係る支援金を申請する場合には、本市からの通勤が可能である地域への勤務地限定型採用の予定であること。

（支給額）

第4条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、支援金の支給は、次の各号に定める支援金の区分ごとに支援金の支給を受ける者（以下「申請者」という。）1人につき1回限りとする。

（1）交通費に係る支援金 次のアからエまでに定めるとおりとする。

ア 就職活動の実施場所が群馬県内の場合は、一律6,000円を定額支給する。

イ 就職活動の実施場所が群馬県外の場合は、自己負担額の2分の1以内の額とし、上限は6,000円とする。ただし、支給金額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、支給金額が100円未満である場合は1円未満を切り捨てた額とする。

ウ 就職先の企業等が交通費の一部を支給している場合は、群馬県の旅費規定に基づく往復交通費（12,000円）から企業等支給額を差し引いた額の2分の1以内の額とする。ただし、支給金額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、支給金額が100円未満である場合は1円未満を切り捨てた額とする。

エ 就職先の官公庁等が交通費の一部を支給している場合又は就職活動に伴う交通手段が自家用車、自転車、徒歩等による場合は、交通費の支給対象外とする。

（2）移転費に係る支援金 次のアからウまでに定めるとおりとする。

ア 移住に要した費用について、実費を支給し、上限は66,000円とする。ただし、就職先の企業等から移転費の補助が支給される場合又は就職先の官公庁等が赴任旅

費の規程を設けている場合は、移転費の支給対象外とする。

イ 実費での支給金額のうち、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。

ウ 移転費に係る支援金の補助対象経費は運送費用(引っ越し業者が提供する運送業務に関連する費用又はそれに準じる費用(有料道路料金、レンタカー代金及び燃料費等社会通念上相当であると認められるもの)とし、明細等で確認できるものをいう。)とする。ただし、次の(ア)から(キ)までに該当するものを除く。

- (ア) 工事、設置等に係る追加費用
- (イ) 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- (ウ) 修繕費(ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。)
- (エ) 不用品、不要品、粗大ごみ等の回収費用(家電リサイクル費用を含む。)
- (オ) 敷金、礼金、仲介手数料等
- (カ) 移住先の物件の下見に要する費用
- (キ) 友人等の手伝い者への謝礼及び食事代

(申請及び請求)

第5条 申請者は、群馬県地方就職学生支援事業費補助金交付要綱第7条の規定による交付金の交付決定の日から申請日の属する年度の2月末日までに、地方就職支援金支給申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付きの身分証明書の写し(住所、氏名及び生年月日が確認できるもの)
- (2) 卒業又は修了証明書(卒業又は修了した日が就業開始日から1年以内のもの)
- (3) 通学している大学等の在籍証明書等であって、卒業又は修了学年である確認ができるもの(在学中に交通費に係る支援金を申請する場合に限る。)
- (4) 交通費の領収書(交通費に係る支援金を申請する場合に限る。)
- (5) 移転費の領収書及び明細が分かるもの(移転費に係る支援金を申請する場合に限る。)
- (6) 就職先(就職予定先)企業等証明書(様式第2号)
- (7) 移住元の住所を確認できる書類(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は卒業年度における複数月の公共料金領収書等)
- (8) 支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込みが可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名))

を確認することができるものに限る。)

(9) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給の可否及び金額を決定し、地方就職支援金支給決定通知書(様式第3号)又は地方就職支援金不支給決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(支給方法)

第7条 市長は、前条の規定に基づき、支給の決定の通知をしたときは、速やかに支援金の全額を支給するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の支給を受けた者(以下「支給決定者」という。)が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、地方就職支援金返還請求書(様式第5号)により支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、支給決定者が当該各号に掲げる要件に該当する場合については、当該支給決定者が雇用される企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認める場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還 次のアからオのいずれかに該当する場合

ア 支援金の申請の内容が虚偽である場合、又は居住や就職の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 支援金の申請日から1年が経過する前に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合(在学中に交通費に係る支援金を申請する場合に限る。)

ウ 在学中に交通費に係る支援金を申請する場合において、支援金の申請時において既に本市に住民票がある場合を除き、申請日から1年が経過する前に本市に転入しなかった場合(在学中に交通費に係る支援金を申請する場合に限る。)

エ 支援金の要件を満たす就職先への就職日から1年が経過する前に退職した場合(ただし、退職日から3箇月以内に群馬県内の別の企業等に就職する場合を除く。)

オ 本市への転入日から3年が経過する前に本市から転出した場合(ただし、在学中に住民票を移していない場合においては、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

(2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内の期間に本市から転出した場合(ただし、在学中に住民票を移していない場合においては、要件を満たす企業等への

就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、支給決定者に対し、支援金の支給に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該支給決定者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、支援金の支給に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

附 則 (令和7年7月1日告示第103号)

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

年 月 日

安中市長 様

## 地方就職支援金支給申請書兼請求書

安中市地方就職支援金支給要綱第5条の規定に基づき、地方就職支援金の支給を申請及び請求します。

## 1 申請者欄

フリガナ		生年月日
氏名	㊟	年 月 日
住所	電話番号	
メールアドレス		
大学等の情報	大学等の名称	(学部等)
	本部の所在地	東京都
	キャンパス所在地	
申請金額	円 (A+B)	
内訳	交通費 円 (A)	移転費 円 (B)

## 2 就業先（就職予定先）

企業情報	企業名	
	所在地	
	勤務地（勤務予定地）	
就業開始日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

## 3 確認事項

移住元住所 ※1 (大学生・大学院生時の住所)	〒
移住先住所 ※2 (安中市住所)	〒

※1 移住元住所は、大学生・大学院生時の住所を記載すること。

※2 在学中に交通費を申請する場合において、移住先住所を記載しないことができる。

## 4 【交通費を申請する場合】就職活動等の移動経路（往復）

日付	交通機関名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
				円
				円
				円
				円

5 【移転費を申請する場合】本市への移住に要した費用

日付	移住するために利用した方法 (引越業者が提供する運送業務に関連する費用等)	費用
		円
		円

6 各種確認事項 (該当する方に○を付けてください)

別紙「支援金の支給の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「安中市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
安中市に継続して居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※ Bに○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

7 支援金請求額

\_\_\_\_\_ 円

8 振込先

金融機関	銀行・金庫・農協・組合
	本店・支店
口座の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	フリガナ
	-----

### ○ 支援金の支給の申請に関する誓約事項

- 1 支援金の支給に係る報告及び立入調査を安中市から求められた場合は、速やかに応じます。
- 2 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、安中市地方就職支援金支給要綱第8条本文の規定による支援金の返還の請求があったときは、当該各号の区分に応じ、当該支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 全額の返還 次のアからオのいずれかに該当する場合
    - ア 支援金の申請の内容が虚偽である場合、又は居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
    - イ 支援金の申請日から1年が経過する前に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合（在学中に交通費に係る支援金を申請する場合に限る。）
    - ウ 支援金の申請時において既に安中市に住民票がある場合を除き、申請日から1年が経過する前に安中市に転入しなかった場合（在学中に交通費に係る支援金を申請する場合に限る。）
    - エ 支援金の要件を満たす就職先への就職日から1年が経過する前に退職した場合（ただし、退職日から3箇月以内に群馬県内の別企業等に就職する場合を除く。）
    - オ 安中市への転入日から3年が経過する前に安中市から転出した場合（ただし、在学中に住民票を移していない場合においては、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）
  - (2) 半額の返還 安中市への転入日から3年以上5年以内の期間に安中市から転出した場合（ただし、在学中に住民票を移していない場合においては、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）
- 3 安中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないことを誓約します。
- 4 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される安中市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

### ○ 安中市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

安中市は、群馬県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、安中市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

就職先（就職予定先）企業等証明書

年 月 日

安中市長 様

証明者 所在地  
事業所名  
代表者名  
電話番号  
担当者

㊟

安中市地方就職支援金の申請者について、下記のとおり証明いたします。

就業者または内定者の状況

氏名	生年月日	年 月 日
区分	◆該当する方にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 就業者である（就業開始日 年 月 日） （勤務地 群馬県 ） <input type="checkbox"/> 内定者である（内定日 年 月 日） （就業予定日 年 月 日） （勤務予定地 群馬県 ）	
採用面接・試験日等 ※1	年 月 日	
採用面接等実施場所 ※2	◆該当する方にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 事業所の所在地と同じ <input type="checkbox"/> それ以外の場所（実施場所 ）	
交通費支給額 ※3	円	◆説明 採用面接・試験日等の就職活動に係る交通費を支給している場合に記載してください。交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験等の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載します。
就労要件等	◆該当する場合にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用契約に該当する。 <input type="checkbox"/> 安中市からの通勤可能地域への「勤務地限定型」の採用に該当する。 <input type="checkbox"/> 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、又は取締役その他経営を担う職務を務めている法人等に該当しない。※4 <input type="checkbox"/> 本市への移住に伴う移転費用を支給していない。	
その他	赴任旅費の規程 （ <input type="checkbox"/> 設けている・ <input type="checkbox"/> 設けていない）	◆説明 証明者が官公庁等である場合、該当する方にチェックしてください。

※1 ※2 ※3 ※4 申請者記載欄において、申請者が交通費を選択している場合に記載してください（移転費のみの場合は記載不要）。

◆申請者記載欄

申請者氏名	申請区分	<input type="checkbox"/> 交通費	・	<input type="checkbox"/> 移転費
-------	------	------------------------------	---	------------------------------

様

安中市長

図

地方就職支援金支給決定通知書

年 月 日で申請のありました地方就職支援金について、安中市地方就職支援金支給要綱第6条の規定により、支援金を支給することを決定しましたので、次のとおり通知します。

1 決定の内容

- (1) 支援金の額 円（内訳）交通費 円・移転費 円
- (2) 振込予定日 年 月 日（事務処理の都合により入金までに数日掛かる場合があります。）
- (3) 振込先
  - ア 金融機関の名称
  - イ 口座番号（下3桁）
  - ウ 口座名義

備考

- 1 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、安中市地方就職支援金支給要綱第8条本文の規定により当該各号に掲げる額の支援金の返還を請求します。
  - (1) 全額の返還 次のアからオのいずれかに該当する場合
    - ア 支援金の申請の内容が虚偽である場合、又は居住や就職の実態がないこと等が明らかとなった場合
    - イ 支援金の申請日から1年が経過する前に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合（在学中に交通費に係る支援金を申請する場合に限る。）
    - ウ 支援金の申請時において既に本市に住民票がある場合を除き、申請日から1年が経過する前に本市に転入しなかった場合（在学中に交通費に係る支援金を申請する場合に限る。）
    - エ 支援金の要件を満たす就職先への就職日から1年が経過する前に退職した場合（ただし、退職日から3箇月以内に群馬県内の別企業等に就職する場合を除く。）
    - オ 本市への転入日から3年が経過する前に本市から転出した場合（ただし、在学中に住民票を移していない場合においては、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）
  - (2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内の期間に本市から転出した場合（ただし、在学中に住民票を移していない場合においては、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）
- 2 地方就職支援金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に規定する返還請求を行う場合があります。

様

安中市長

印

地方就職支援金不支給決定通知書

年 月 日で申請のありました地方就職支援金について、安中市地方就職支援金支給要綱第6条の規定により、支援金を支給しないことを決定しましたので、次のとおり通知します。

記

不支給の理由	
--------	--

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

安中市長



地方就職支援金返還請求書

安中市地方就職支援金支給要綱第8条の規定により、次のとおり地方就職支援金を返還するよう請求します。

支給済支援金	返 還 額	返 還 期 限
円	円	年 月 日

返還理由